

令和7年度 生徒指導規程

呉市立明德小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(指導の基本方針)

生徒指導上の諸問題が生じた場合は、次の6項目を基本にした組織的な生徒指導を行い、児童や保護者・地域からの信頼を得るよう努める。

本規程をもとに、「明德っ子のきまり」を定め、職員が同じ指導や対応をし、児童・保護者に周知する。

- ① 事実確認（5W1H）をする。
- ② 個別指導をする。
- ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝え、連携して指導に当たる。
- ④ 3者（学校・児童・保護者）での指導と改善の約束をする。
- ⑤ 必要に応じて関係機関と連携する。
- ⑥ 必要に応じて特別な指導を実施する。

(登下校等)

第2条 全学期を通じて登下校の時間を守る。

- (1) 登校時には、原則ランドセルを使用する。
- (2) 原則、午前8:10に教室にいない場合は遅刻とする。
- (3) 遅刻・早退・欠席する場合は、8:10までに保護者がアプリ「totoru」又は学校へ連絡すること。保護者との連絡がとれても、児童が不明のときには、「欠席等の連絡がない（不明児童）時の対応マニュアル」に基づいた対応をする。
- (4) 連絡のない遅刻があった場合は保護者に知らせて改善を促す。（担任）
- (5) 欠席が続いた場合は、家庭訪問をする。（担任または生徒指導主事）
- (6) 登校後、忘れ物を取りに帰る等、無断で校外へ出ない。通院等でやむを得ず校外に出る場合は、保護者が学校に連絡する。
- (7) 下校予定時刻を守り、通学路を通して寄り道をせずに下校する。（緊急時の場合、集団下校をする。）

(服装)

第3条 校内外での学習活動及び登下校の際には、学習や活動に適した服装とする。

- (1) 靴は運動に適したものとする。上履きは、シューズタイプのものとし、スリッパタイプのは不可とする。
- (2) 体育の時には、白の体操服・紺（無地）のハーフパンツで行い、赤白帽子を着用する。体操服の袖から下着が出ないようにする。ハーフパンツの下にはタイツをはかないようにする。冬場の体育時は、運動に適したジャージを着用してもよい。ただし、着脱できるように、下には体操服・ハーフパンツを着用する。（12月～2月）
- (3) 冬場の登下校時は、防寒着やマフラー、手袋を着用してもよい。ただし、教室では脱ぐものとする。（なお、換気等により室温が低い場合はその限りではない。）
- (4) 1年間を通して登下校には、帽子をかぶる。学校の休憩時間、外での学習では、赤白帽子又は帽子をかぶる。
- (5) 水泳では、紺や黒を基調にした水泳に適した水着で行い、水泳帽は学年指定の色とする。

(髪型)

第4条 頭髪は常に清潔にし、学習や運動に適した自然な髪型とする。

- (1) 前髪は目にかからない程度。後ろ髪は肩につかない程度とする。肩にかかるほど長い場合はピンでとめるかゴムで結ぶ。（黒、紺、茶）

(2) 染色・脱色、パーマ、整髪料、眉毛のそり落とし及び加工はしない。

(持ち物)

第5条 学習に不要な物の持ち込みを禁止する。

- (1) 学習に関係のないもの(ゲーム、マンガ、不要なお金、菓子等)は、学校に持ち込まない。
- (2) 不要物を発見した場合は、学校で預かり指導したうえ、保護者に返却する。
- (3) 携帯電話を止むを得ない理由で持ってくる場合は、所定の手続きをした後、許可を得たうえで、必要な時まで職員室に預ける。
- (4) 個人のお金や物(お金、ゲームソフト等)の貸し借り、交換はしない。
- (5) 学習用タブレットの使用は、「タブレット端末活用のルール」に則る。

第3章 特別な指導に関すること

問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- ※ 第1段階…担任・生徒指導主事による本人への指導、保護者招聘
- ※ 第2段階…第1段階の指導を踏まえ、管理職による指導、保護者との面談
- ※ 別室反省指導の期間は、1日～3日

問題行動	指導内容	備考
授業妨害 私語・暴言 立ち歩き 授業エスケープ 逃亡・指導無視 など	1 担任による指導と保護者への連絡 2 改善が見られない場合 ・ 特別な指導 第1段階(別室反省指導 原則1日間) 3 さらに改善が見られない場合 ・ 特別な指導 第2段階(別室反省指導 原則1日間)	
いじめ	1 特別な指導 第1段階(別室反省指導 原則1日間) ※ 重大事案の場合 ・ 特別な指導 第2段階(別室反省指導 原則2日間)	
規定違反 (繰り返し指導しても改善が見られない場合)	1 担任による指導と保護者への連絡 2 改善が見られない場合 ・ 特別な指導 第1段階(別室反省指導 原則1日間) 3 さらに改善が見られない場合 ・ 特別な指導 第2段階(別室反省指導 原則1日間)	不要物や交換した物は、学校が預かり、指導後、保護者に返却する。
不法侵入・盗難・紛失 窃盗・万引き けんか・暴力行為 器物破損 など	1 特別な指導 第2段階(別室反省指導 原則2日間)	場合により警察との連携を図る。

※ 別室反省指導は、原則放課後1時間程度とし、自己反省を行うための指導(説諭、反省文、学習指導、奉仕活動等)を行う。ただし、事案によっては校長の判断により、授業中に別室反省指導を行うこともある。

※ 自己反省を促す指導として、原則、説諭、反省文指導(低学年は口述等も含む)学習指導、奉仕活動等によるものとする。ただし、いずれの方法も一方的な指導に終始することなく、自己の行動を自らの言葉で反省することができるようにする。

(規定の周知)

児童に対しては、この規定をふまえて別に作成する「明德っ子のきまり」を用い、指導の徹底を図る。保護者に対しては、入学説明会やPTA総会などで直接説明を行ったり、ホームページに公開してしたりして周知を図る。本規定についての意見があった場合には、必要に応じて規定の見直しを図る。

付則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、平成29年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、平成30年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、令和2年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、令和3年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、令和5年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、令和6年4月1日から一部改訂する。
- この規程は、令和7年4月1日から一部改訂する。